令和８年度権谷地区小型焼却炉解体工事

工　事　仕　様　書

四　万　十　市

目　　次

第１章　工事概要 ・・・

3.　工事報告 ····· 10
(1) 工事記録 ····· 11
(2) 資格免許の写し等····· 11
(3) 廃棄物関係書類····· 11
(4) その他発注者の指示する書類等····· 11

【添付資料】

添付資料① 焼却施設位置図
添付資料② 焼却施設図面
添付資料③ 事前調査結果
添付資料④ 焼却施設写真

第 1 章　工事概要

1.　名称

権谷地区小型焼却炉解体工事

2.　目的

四万十市（以下「本市」という）が発注する「権谷地区小型焼却炉解体工事」（以下「本工事」という）において、焼却炉の解体、撤去、処分を、諸法令に基づき適正に行うことを目的とする。

3.　方針

本工事の実施にあたっては、平成 13 年 6 月 1 日から施行された労働安全衛生規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 120 号。以下「改正省令」という）と共に、廃棄物焼却施設解体工事で講ずべき基本的措置を示した「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第 401 号の 2）及び関係法令、通達事項等を遵守し、「廃棄物焼却施設解体作業マニュアル」（厚生労働省基準局化学物質調査課編）の内容に沿って、解体工事における労働者のダイオキシン類ばく露防止対策の徹底を図るとともに、周辺環境に対する安全にも十分配慮すること。

4.　場所

・四万十市　西土佐江川　地内

※ 添付資料① 焼却施設位置図 参照

5.　期間

着工：契約締結の翌日から

竣工：65 日以内

6.　解体施設

・権谷地区小型焼却炉

第２章　一般共通事項

1.　適用基準

本工事は、本仕様書に基づくほか、次の通知等を基本として施工するものとする。なお、不明な箇所が生じた場合は本市の指示による。

- 「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について（基発第 401 号　平成 13 年 4 月 25 日)」
- 「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」
- 「廃棄物焼却施設解体作業マニュアル（平成 13 年 5 月　厚生労働省労働基準局化学物質調査課編)」
- 「建築工事共通仕様書　（国土交通大臣官房官庁営繕部監修　最新版)」
- 「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル（令和４年度版　環境庁大気保全局大気規制課)」
- 「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル（令和４年度版　環境庁水質保全局土壌農薬課)」
- JIS　K　0312「工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法」
- 高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例

2.　現場発生材の処理

構造物の解体により発生した撤去廃材、発生コンクリート殻等撤去廃材及び樹木は、受注者の負担により適正に処理・処分すること。処理条件については、コンクリートブロックを中村環境センター協同組合で安定型埋立処理、残存灰・コンクリート殻・耐火れんが・保護衣・養生材を（公財）エコサイクル高知で管理型埋立処理することとしている。ただし、上記については、「処理方法」は指定とするが、「処理場所」は積算上の条件明示であり指定事項ではない。

撤去廃材の処理・処分にあたっては、受注者の責任においてマニフェストを作成し、関係官庁了解のもとに許可を受けた処分場に持ち込み最終処分すること。

建設廃材のうち、建物及び機械類の鉄骨等の再利用可能なものは建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、その他関係法令による他、建設副産物適正処理推進要綱に従い、可能な限り再資源化に努めること。

3.　下請負業者の報告

受注者は、工事に先立ち各下請業者、各職種別下請人名簿、一覧表等を提出し、本市の承諾を受けること。

4. 工事電力＆用水

工事に必要な電力及び用水について、請負業者が用意すること。

5. 軽油単価の適正な運用について

１　本工事において、乙もしくは乙の下請業者等が使用する建設機械の動力源に使用する軽油において、軽油引取税の課税対象の免許証の交付及び承認がある場合は、すみやかに甲に報告しなければならない。また、その場合、該当する建設機械に使用する軽油単価は免税後の単価に変更するものとする。

6. 不正軽油の使用禁止

１　請負者は、工事の施工にあたり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正軽油を使用してはならない。

注：不正軽油とは、地方税法第１４４条の３２の規定による県知事の承認を受けないで製造又は譲渡された次のものをいう。

①軽油と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和したもの

②軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和して製造されたもの。

③自動車の燃料として譲渡・消費される燃料炭化水素油（重油、灯油等）

２　請負者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。

7. 変　更

原則として本仕様書の変更は認められないものとする。ただし、本市の指示等により変更する場合はこの限りではない。なお、施工計画の作成及び本工事の実施に当たって変更の必要が生じた場合は、本市と協議の結果、承諾を得て変更することができるものとする。

8. 受注者の負担

受注者は、本仕様書に記載されていなくとも、本工事の目的達成のために必要な費用及び工事の性質上当然必要とされる全ての費用を負担するものとする。

9. 疑義の処理

仕様書に記載のない、または判明し難い事項について不都合が生じた場合、または工事施工中に疑義が生じた場合は、本市と協議の上、その指示に従うものとする。

10. 関連法令

・環境基本法（平成 5 年 法律第 91 号）
・労働安全衛生法（昭和 47 年 法律第 57 号）
・ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年 法律第 105 号）
・廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成 13 年 4 月 25 日通知 基発第 401 号の 2）
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 法律第 137 号）
・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年 法律第 104 号）
・循環型社会形成推進基本法（平成 12 年 法律第 110 号）
・資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年 法律第 48 号）
・大気汚染防止法（昭和 43 年 法律第 97 号）
・騒音規制法（昭和 43 年 法律第 98 号）
・振動規制法（昭和 51 年 法律第 64 号）
・悪臭防止法（昭和 46 年 法律第 91 号）
・水質汚濁防止法（昭和 45 年 法律第 138 号）
・消防法（昭和 23 年 法律第 186 号）
・計量法（令和 4 年 法律第 51 号）
・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年 法律第 179 号）
・各自治体の公害防止条例等
・高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例
・高知県四万十川流域環境配慮指針
・その他関係法令及び規則、基準

11. 復　旧

受注者は、隣地等に支障を及ぼさないよう必要な保護又は安全対策を講じる。万が一他の工作物等に損傷、汚染が生じた場合は、速やかに応急手当及び復旧修理工事を本市の指示により行う。これに要した費用は受注者の負担とする。

12. 紛　争

受注者は、工事施工に当り、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。もし苦情があった場合は誠意を持ってその解決に当らなければならない。その交渉等の内容は後日、紛争とならないよう文書で確認する等、明確にしておくと共に、状況は随時、本市に報告を行い、本市の指示があればそれに従うものとする。

第３章　特記事項

1.　ダイオキシン類ばく露防止対策の準拠

解体作業開始前に、施工計画書（工程、仮設、安全管理、汚染物除去方法、汚染物除去結果の評価方法、解体方法、除去後の汚染物の試験・処分方法・処分先、解体材の試験・処分方法・処分先、解体中・解体後の調査及びこれらの書類様式等）を作成し、担当者と協議を行うこと。なお、施工計画書には「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」及び「廃棄物焼却施設解体作業マニュアル」に準拠して、以下の内容を含むこと。

(1) 安全衛生管理

・特別教育

解体作業に従事する作業員に対して労働安全衛生規則第 36 条の 34 号～36 号及び安全衛生特別教育規程に定める特別教育を受講させ、教育記録及び従事する作業員の特別教育手帳の写しを提出すること。

・作業指揮者の選任

労働安全衛生規則第 592 条の 6 に定めるところにより、化学物質についての知識を有する者の中から作業指揮者を選任し、作業を指揮させるとともに、作業に従事する労働者の保護具の着用状況及びダイオキシン類を含む物の発散源の湿潤化の確認を行わせること。

・保護具

労働安全衛生規則第 592 条の 5 に定めるところにより、事前調査結果に基づき「解体作業における焼却施設の測定結果における保護具の選定」により決定する。

事前調査の結果を表 3-1 に示す。

燃え殻・付着物中のダイオキシン類濃度の分析結果は、0.044ng-TEQ/g で 基準値の 3.0ng-TEQ/g 以下であり、燃え殻中の重金属溶出試験等の分析結果についても全て基準値以下であるので、レベル１の保護具で解体作業を行うものとする。

表 3-1 保護具選定区分

試料名	管理区域	保護具の区分
四万十市権谷地区小型焼却炉 焼却炉燃え殻・内部付着物	第 1 管理区域	レベル 1

(2) 安全管理体制の確立

労働者及び請負人の労働者の人数に応じ、統括安全衛生責任者又は元方安全衛生

管理者等を選任する等、安全管理体制の確立を図ること。

(3) 空気中のダイオキシン類の測定及びサンプリング

焼却炉の解体作業にあたっては、解体作業前・作業中・作業後に少なくとも各1回以上、空気中のダイオキシン類濃度の測定を行うこと。

ダイオキシン類の測定及び分析は、公定法で行うこととし、平成 15 年度環境省実施のダイオキシン類の環境測定を伴う請負調査の受注資格（一般環境大気・土壌・排出水・ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻・作業環境)、または特定計量証明事業者認定制度（MLAP）の認定を受けている分析機関で行なうこと。

(4) 解体作業の届出

労働安全衛生法第 88 条及び労働安全衛生規則代 90 条第 5 号の 3 の定めるところでは、火格子面積が 2 ㎡以上又は焼却能力が 1 時間当たり 200kg 以上の廃棄物焼却炉の解体については、所轄労働基準監督署長に対し、工事開始の 14 日前までに本要綱に記載の書類を添付した計画の届出を行なうこととされている。なお、今回解体する焼却炉は上記の値未満であることから届出は不要とする。

(5) 調査、測定結果に基づく管理区域別解体方法の決定

解体事前調査にて実施した対象設備の汚染物のサンプリング調査結果等を考慮して解体方法の決定を行うこと。

(6) 作業場所の分離・養生

解体作業の際はダイオキシン類の汚染の拡散を防ぐために、ビニールシート・セキュリティールーム等の設置を行い作業場所の養生を行うこと。

管理区域においては、作業場所を負圧にするために、区画容積に応じた適切な能力の集塵機を設置すること。

(7) 周辺環境への対応

① 排気処理

ダイオキシン類に汚染された空気及び粉じん等をプレフィルター、ヘパフィルター及びチャコールフィルターの 3 層構造により適切な処理を行った上で、大気中に排出すること。

② 廃棄物及び発生材の処理処分

解体により発生するダイオキシン類汚染物及び解体材については、分析結果をもとに廃棄物処理法に準拠して、安定型産業廃棄物、管理型産業廃棄物及毎に、廃棄物の種類に応じて分別して適正に処分すること。

耐火物（レンガ等）を安定型最終処分場で処分する際は、土壌環境基準に適

合していること。

処分に先立ち、分析結果を基に処分先を決定した理由、及び処分先・運搬業者との契約書の写しを添付した報告書を提出すること。

④ 周辺環境等の調査

本工事による周辺への汚染のないことを確認する為、工事完了後、周辺大気のダイオキシン類濃度の調査（24 時間）を行うこと。

(8) その他

① 工事完了後の周辺環境の調査において、工事に伴う汚染物のばく露が確認された場合は、緊急措置を施した上で、汚染修復を速やかに計画し、その後の対策について本市と協議すること。対策に要した費用は受注者の負担とする。

2. 工事詳細

(1) 工事概要

1) 施設概要

○権谷地区小型焼却炉

- 焼却対象　：　可燃ごみ
- 焼却能力　：　不明
- 焼却炉本体

通風方式	
炉体構造	コンクリートブロック造
外形寸法	別途参考図を参照
投入口	〃
煙突高	〃
火床面積	0.9 ㎡程度

「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の適用対象は、“火床面積が 0.5 ㎡以上又は焼却能力が 1 時間当たり 50 キログラム以上の廃棄物焼却炉”とされており、本工事の対象である焼却炉は**火床面積が 0.5 ㎡以上であり、上記対策要綱の適用対象**とする。

ただし、本工事の対象である焼却炉は**要綱第二の２の(2)のアからエに掲げる条件を全て満たす焼却炉における作業**に該当するため、**要綱のうち法令に定める事項である第三の１の(1)、(2)、(3)及び(6)のイ、並びに第三の２の(2)のアに定める事項に限り適用**する。

■焼却施設の外観

別途写真参照

■稼動時期

不明

■現在の状況

稼働休止中（使用禁止）

2）工事範囲

○権谷地区小型焼却炉

現地で付着物除去、解体を行い、残存焼却灰及び解体物は適正に処分を行うものとする。付着物を除去する際は**「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」**に準じて行う。

(2) 調査分析項目

表 5：調査分析項目一覧

場所	時期	調査項目	サンプリング箇所、数量
権谷地区	工事前	焼却炉付着物 （ダイオキシン類）	本市で実施済
		残存焼却灰 （重金属類）	本市で実施済
	作業中	作業環境 （粉塵、ダイオキシン類）	解体作業中に 1 箇所、1 回 ※表 6 参照
	工事後	廃棄物 （重金属）	処分時に各 1 検体 ※表 7 参照
		周辺 （ダイオキシン類）	焼却炉撤去場所で 1 検体 ※表 8 参照

※重金属類の分析項目は「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」による

表 6：解体作業中調査項目一覧

工　種	名称・企画	条　　件	単位	数　　量
分析費	ダイオキシン類濃度	粉じん中	検体	1.0
	解体中総粉じん測定	5 点以上	作業場	1.0

表 7：工事後調査項目一覧

工　種	名称・企画	条　　件	単位	数　　量
重金属	含水率	処分前	検体	1.0
	熱しゃく減量	処分前	検体	1.0

重金属	カドミウム	処分前	検体	1.0
	鉛	処分前	検体	1.0
	六価クロム	処分前	検体	1.0
	ヒ素	処分前	検体	1.0
	全水銀	処分前	検体	1.0
	アルキル水銀	処分前	検体	1.0
	セレン	処分前	検体	1.0
	１．４－ジオキサン	処分前	検体	1.0
	溶出液作成料	処分前	式	1.0
	水銀含有試験	処分前	検体	1.0
	ダイオキシン類	処分前	検体	1.0

表８：解体後環境測定調査項目一覧

工　種	名称・企画	条　　件	単位	数　　量
分析費	ダイオキシン類濃度	周辺測定（土壌）	検体	1.0

3.　工事報告

1　本工事における工事完成図書の記録方法については、電子納品に関する基本方針（平成２３年６月２４日付け２３高建管第６４４号）に基づき実施すること。

基本方針本文

公共事業にかかる委託業務の成果品及び請負工事の工事完成図書の記録方法については、電子納品運用に関するガイドライン（委託業務編・工事編）を適用する。但し、草刈り・清掃・除雪に関する業務（路河川等の維持管理業務を含む）、崩土の取り除き工事、特に緊急を要する応急工事、競争入札によらない維持修繕工事については、受注者が記録方法（電子納品か紙納品）を選択することができる。

なお、工損及び物件調査業務、個人・ＮＰＯ等に委託する業務、事業主管課が別途定めたものは適用外とする。

2　電子納品運用に関するガイドラインについては、四万十市のホームページを参照す

ること。

http://nyusatsu.city.shimanto.lg.jp/oa-08/oa-08-01/oa-image/18densinouhin-itaku2.pdf

(1) 工事記録

① 工事記録写真

② 各種分析・測定結果

③ 付着汚染物質の除去記録

(2) 資格免許の写し等

① 作業指揮者の特定化学物質等作業主任資格者証

② ダイオキシン類測定分析機関の登録証または認定証

③ 安全衛生教育実施記録簿

(3) 廃棄物関係書類

① マニフェストの写し

② 産業廃棄物の収集運搬及び処分の契約書、数量計画書、数量実施書、計量記録の写し、廃棄物運搬ルート図（廃棄物の現場からの搬出及び処分先への搬入の写真を全車において撮影すること）

(4) その他発注者の指示する書類等